

施設型給付・地域型保育給付費等支給認定申請（１号）について

幼稚園・保育園・認定こども園を利用するためには、教育・保育を受けるための「認定」を受ける必要があります。この「認定」には３つの区分があります。

幼稚園の利用を希望する方は、１号認定の手続きが必要となりますので、申請手続きを行ってください。

【認定区分】

認定区分	対象となる子ども	保育必要量	利用できる施設
１号認定	満３歳以上の就学前の子ども （２号認定を除く）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（短時間）
２号認定	満３歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育標準時間	保育園
		保育短時間	認定こども園（長時間）
３号認定	満３歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育標準時間	保育園
		保育短時間	認定こども園（長時間） 小規模保育事業施設

●利用手続きの流れ ※R8 年度（R8.4 当初入園分）

- ① インターネットからのオンライン申込み（定員超過の場合は抽選を実施）
- ② 健康診断及び面接を受ける
- ③ 幼稚園から支給認定証を受け取る
- ④ 施設利用開始

●利用料について

国の幼児教育・保育無償化により、幼稚園に通うすべての子どもに係る保育料が無償となります。

※保育料とは別に、保護者負担となる費用の徴収があります。

●その他

支給認定事務が集中し、審査に時間を要することから、審査結果（支給認定証の発行）については令和８年１月以降にお知らせします。

< 問い合わせ先 >

学校教育課 総務担当（古川・杉浦）

TEL：０５６９－８４－０６８７（ダイヤルイン）